



育児用たんすの認定基準及び基準確認方法
(公開用)

育児用たんす専門部会委員名簿

	氏名	所属
(部会長)	今田 淳一	職業訓練大学校
	池田 理平	通商産業省産業政策局消費経済課 消費者用製品指導室
	石川 光保	大恵産業株式会社
	石片 武史	通商産業省横浜繊維製品検査所
	岩崎 美枝	消費科学連合会
	卯木 稔	工業技術院標準部 材料規格課
	太田 昭夫	合名会社大和屋
	荻生 万寿子	全国地域婦人団体連絡協議会
	門松 はま子	主婦連合会
	斉藤 修二	神奈川県家具指導センター
	斉藤 康則	社団法人全国家具工業連合会
	坂田 種男	千葉大学
	春原 一盛	財団法人機械電子検査検定協会
	竹内 阪蔵	工業技術院整品科学研究所
	長田 正東	国民生活センター
	西川 禎一	通商産業省生活産業局 日用品課
	西田 光兼	野田産業株式会社
	松岡 寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
	松中 宏至	財団法人化学品検査協会
	松本 庸夫	農林水産省林業試験場
	三島 克己	通商産業省工業検査所商品テスト部 安全管理課
	小牟田陽一	製品安全協会
(事務局)	製品安全協会	〒106 東京都港区六本木3丁目17番7号 電話(03) 582-6231~5

育児用たんすの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、育児用たんすの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で主として乳幼児用衣料、幼児用衣料等を収納することを目的として製作される主要材料が木材又は木質材の自立式（注1）のたんす（以下、「たんす」という）について適用する。ただし、組立て式（注2）のもの及びキャスタを有するものを除く。

（注1）自立式とは、通常、工場出荷時の状態（重ね式にあっては上下を連結した形）で使用されるもので、日本工業規格 A:4415（昭和 52 年）住宅用収納家具（収納間仕切ユニット用）に規定されるもの等は含まない。

（注2）組立て式とは一般消費者等が部材を組立てて使用するものをいう。

3. 形式分類

たんすの形式分類は、次のとおりとする。

I 型：出生後 24 月以内の乳幼児衣料を

II 型：原則として出生後 24 月以内の乳幼児衣料を

4. 安全性品質

たんすの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	1. たんすの外観及び構造は次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、身体に障害を与えるような突起、鋭い角部等がないこと。 (2) 引出し、扉等には取っ手、引手が確実に取り付けられており、それを操作することにより、出し入れ及び開閉が円滑かつ確実にできること。	

項 目	基 準	基準確認方法
2. 側方耐荷重性	<p>(3) 各部の接合及び組立ては確実であり、またすわりは良好で、本体には使用上支障のあるがたつき等がないこと。なお、重ね式にあつては、上下が確実に連結できる構造であること。</p> <p>2. たんすの側方に○の荷重を左右交互に各○回加えた後、高さ○の位置の相対変位置が○以下であり、かつ各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。</p> <p>なお、高さが○未満のたんすにあつてはこの限りでない。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
3. 安定性	<p>3. たんすの安定性は、次のとおりとする。</p> <p>なお、以下に示すたんすにあつてはこの限りでない。</p> <p>(a) 高さが○未満のもの。</p> <p>(b) 間口が○未満のもので、付属する付属する転倒防止金具等により壁面その他と固定して使用すべき旨の表示を、本体の見易い個所に容易に消えない方法により表示されているもの。</p> <p>。</p> <p>(1) たんすを前方向及び後方向に○の力で引張ったとき、転倒しないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>(2) 引出しを有するものにあつては、引出しを引出し、○の荷重を加えたとき、転倒または各部に使用上支障のある破損、変形等がないこと。</p> <p>(3) 扉を有するものにあつては、扉を開き、○の荷重を加えたとき転倒又は各部に使用上支障のある破損、変形等がないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法						
<p>4. 引出しの強度</p>	<p>4. 引出しの強度は次のとおりとする。</p> <p>(1) 引出し内に○の荷重をほぼ等分布に加え、引出しを内のりの○引出した状態で○時間放置したとき、各部に使用上支障のあるみ、変形等がないこと</p> <p>。</p> <p>(2) 引出しの側板を固定し、前板上縁中央部を表 1 に示す力で○引張ったとき各部に外れ、使用上支障のある緩み、変形等がないこと。</p> <table border="1" data-bbox="408 1507 813 1668"> <thead> <tr> <th>引出しの間口</th> <th>引張る力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○未満</td> <td>○キログラム</td> </tr> <tr> <td>○以上</td> <td>○キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1</p>	引出しの間口	引張る力	○未満	○キログラム	○以上	○キログラム	
引出しの間口	引張る力							
○未満	○キログラム							
○以上	○キログラム							

項 目	基 準	基準確認方法
5. ハンガの強度	5. ハンガの中央部に○の荷重を○分間加え、荷重を除去したとき、各部に使用上支障のある変形等がないこと。	
6. 引手等の強度	6. 引手等の取付面を固定した後、引手等に○の力で手前方向、上または下のいずれかの方向、及び左または右のいずれかの方向の○方向に引張ったとき、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。	
7. 材料	<p>7. たんすの材料は次のとおりとする。</p> <p>(1) 木材及び木質材には、著しい欠点がないこと。</p> <p>(2) 木材の含水率は○以下であること。</p> <p>(3) 耐しよく性材料以外の金属材料は防せい処理が施されていること。</p> <p>(4) 合板のホルムアルデヒド放散量は次のとおりとする。ただし、合板の表面にホルムアルデヒドを含む接着剤を使用して加工を行ったときは、加工したものが規定に適合するものであること。</p> <p>イ) I型にあつては、昭和39年農林省告示第○号普通合板の日本農林規格に定める○ または昭和44年農林省告示第○号特殊合板の日本農林規格に定める○ の規定に適合するものであること。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
8. 附属品	<p>ロ) II型にあつては、昭和39年農林省告示第〇号普通合板の日本農林規格に定める〇または昭和44年農林省告示〇号特殊合板の日本農林規格に定める〇の規定に適合するものであること。</p> <p>(5) パーティクルボード、繊維板等のホルムアルデヒド放出量は、次のとおりとする。ただし、パーティクルボード、繊維板等の表面にホルムアルデヒドを含む接着剤を使用して加工を行ったときは、加工したものが規定に適合するものであること。</p> <p>イ) I型にあつては、ホルムアルデヒド放出量が〇以下であること。</p> <p>ロ) II型にあつては、ホルムアルデヒド放出量が 〇以下であること。</p> <p>(6) 木材の表面にホルムアルデヒドを含む接着剤を使用して加工を行った場合の、ホルムアルデヒド放出量は次のとおりとする。</p> <p>(7) 塗料は、ホルムアルデヒドを含まないものであること。</p> <p>8. 付属品は、たんすの使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

育児用たんすの表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示す。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称またはその略号</p> <p>(2) 製造年月もしくは輸入年月またはその略号</p> <p>(3) 「出生後24月以内の乳幼児衣料の収納は避けること」または「出生後〇以内の乳幼児衣料を収納するときは、プラスチックフィルム製の袋（ポリ袋、ビニール袋等）に入れること」の旨表示すること（Ⅱ型に限る）。</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。ただし、以下の各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものは本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 外形寸法。</p> <p>(3) 部品等が取り外されているもの、および取り外すことができるものはその取付け要領及びその注意。</p> <p>(4) 取扱い上の注意</p> <p>(a) すえ付けに際しては、湿気の多いところを避け、たんすを水平に保つための必要な処置を講ずること。</p>	

	<p>(b) 直射日光及び熱を避けること。</p> <p>(c) 汚れを落とすときの注意事項。</p> <p>(d) 棚受具の取り付けは、確実に行うこと (棚受具を取り外すことができるものに限る)。</p> <p>(e) 出生後〇以内の乳幼児用衣料は、他の衣料と区分して収納すること。</p> <p>(f) 地震時の転倒を防止するためには、別途処置を講ずること。</p> <p>(5) 製造業者、輸入業者または販売業者等の名称及びその住所を記載すること。</p>	
--	---	--

【参考付図】

